(4)　校内暴力(対生徒・教師)への対応

【行動の流れ】	【対応】	【担当者】
事故の発見	①直ちに制止，応援を呼ぶ　②救急処置 ③加害者，被害者の保護	発 見 者 教職員・養護教諭
報　　告 →	学　校　長	
搬　　送	救急車　119 タクシー搬送　※庄内；中央タクシー　37－0558	学年主任 生徒指導主事 教頭・養護教諭
	保護者へ連絡　診断書作成依頼	教頭
報　告	学校長　・学級担任は同上・経過を報告	学級担任 生徒指導主事
事実の確認 →	①「いつ」・「どこで」・「誰が」・「どのように」 ②当事者間・目撃者の照合で正確に確認 ③他職員は，全生徒の動揺を防ぐ。	
報　　告	市教育委員会 ― 教育事務所 ― 県教育委員会	
	※　口頭報告 ・「いつ」，「どこで」，「誰が」，「どのように」 ・学校のとった処置	学 校 長
	PTA会長	教頭
臨時職員会議	①指導方針と対策の決定 ・当事者間の指導　・全校生徒への指導 ・関係機関への対応，連携・再発防止 ・PTAとの連携	学 校 長・教頭 生 徒 指 導 主 事
指　　導	①被害者への謝罪(誠意をもって) ・加害者その保護者及び学校代表 ②保護者に事実を正確に報告　③学校の指導経過 ④学校の指導方針の理解と保護者の協力	学 校 長 教　　頭 学級担任
報　　告	市教育委員会 ― 教育事務所 ― 県教育委員会	
	①文書報告 ・いつ・どこで・だれが・どのように ・傷害の状況　・学校のとった処置 ②口頭報告 ・被害者の動向　・加害者の動向	学 校 長
継続指導 →	①加害者の観察と指導 ②加害者の家庭との連携 ③被害者の観察と支援 ④被害者の家庭との連携 ⑤被害者の家庭の動向	該当学級担任 いじめ対応対策教師 (生徒指導主事) 養護教諭